

PwC Tax Insight (No.09/2020)

新型コロナウィルス (COVID-19)に伴う納税者
負担軽減のための追加の税務措置が閣議決定

Issued Date: 25 March 2020

.....
2020年3月24日、新型コロナウィルス (COVID-19) に伴う納税者への負担を軽減するため、追加の税務措置が閣議決定されました。
.....

新型コロナウィルス(以下、「COVID-19」)による納税者の負担を軽減するため、追加の税務措置が閣議決定されました。
内容については、下記をご参照ください。



個人所得税

- 2019年度の個人所得税の申告納付期限が2020年6月30日から更に2020年8月31日まで延長されます。これにより、通常の申告納付期限であった2020年3月31日から計5ヶ月の延長となります。

2020年度の個人所得税に適用：

- 所得控除が認められる健康保険料の上限が15,000バーツから25,000バーツへ引き上げられます。但し、生命保険加入者については健康保険と生命保険の保険料の所得控除の上限は合計で100,000バーツです。
- 以下の項目は個人所得税が免除されます
 - COVID-19感染症患者の治療、管理、予防、診断、健康観察に携わる医療従事者および公衆衛生スタッフが受け取る報酬
 - COVID-19の感染拡大を受け、保険省により任命されたNGO(非政府組織)職員や民間人および公務員に支払われる特別報酬

法人税

- 非上場会社に対し、法人税確定申告書の申告納税期限が2020年8月31日まで延長されます。これは、2020年4月1日から2020年8月30日の間に期日を迎える申告納税に適用されます。
- 非上場会社に対し、法人税中間申告書の申告納税期限が2020年9月30日まで延長されます。これは、2020年7月1日から2020年9月29日の間に期日を迎える申告納税に適用されます。
- 以下に該当する場合には、付加価値税や特定事業税などの歳入局が徴収するその他の税金に関しても申告納税期限の延長が認められます。
 - (i) タイ政府の命令により、事業所を閉鎖しなければならない事業者
 - (ii) COVID-19の影響を受けたその他の事業者で合理的な理由のあるもの(但し、各ケースの状況による)

PwCの見解：申告納税期限の延長の手続き、および(ii)に記載のその他の事業者の範囲について、今後異なる細則が発表される事が見込まれます。

- 金融機関以外の債権者(クレジットカード事業、個人ローン事業、ナノファイナンス事業、ピコファイナンス事業、ハイヤーパーチェス事業およびリース事業を営む事業者ならびに金融機関と債務再編を行う事業者)による債務再編を支援するため、2020年1月1日から2021年12月31日までの間、以下の措置が認められます。
 - 債権者による債務免除に伴い生じる債務者の所得に対する個人所得税および法人税が免除されます。
 - 債権者および債務者に対し、債務再編による契約証書の履行を含む、サービスの提供、商品の売却および資産の移転により生じる収益についての個人所得税、法人税、付加価値税、特定事業税および印紙税が免除されます。
 - 債務者に対し、担保として抵当権を設定した不動産を債権者以外の者に譲渡した場合に発生する収益は、不動産の譲渡に伴う契約証書の履行を含み、個人所得税、法人所得税、特定事業税及び印紙税が免除されます。

この場合、債務者は受領した収益を、債務の残高および債務契約に基づく債務の金額を超えない範囲内で債権者への返済に充てなければなりません。

- 税務上の貸倒損失処理の手続きが緩和され、通常の条件に従う必要がなくなります。
- 前述の債務再編に関して、不動産およびコンドミニアムの譲渡ならびに抵当権登録にかかる登録手数料が0.01%に引き下げられます。これは、規定が正式に官報に掲載された日より2021年12月31日まで有効です。

関税および物品税

担当省庁	影響を受ける事業	救済措置	期限
物品税局	石油産業	物品税申告書の提出期限が、工場または保税倉庫から商品が出荷された月の翌月の10日から15日に延長されます。	2020年4月から6月の間
	娯楽・サービス業 (飲食店、バー、レース場や宝くじ、ゴルフ場も含まれます)	物品税申告書の提出期限が延長されます。	2020年7月15日までの提出
関税局	輸入事業者	COVID-19の治療および防止に関連する輸入品に対する輸入税の免除 (2020年3月23日現在、輸入関税率を引き下げる財務省告示(MOF)は、HSコード6307.90 .40および6307.90 .90、サブコード01の下で、呼吸用マスクならびに手術用マスクに対するものしか出ていません。)	財務省告示(MOF)が有効になった日を開始日として、2020年9月30日まで

上記の閣議決定に加え、タイ税関は以下の救済措置を企業のために発表しました。

- 2020年3月3日から2020年5月31日までの期間、通関手続きにおいて中国ASEAN自由貿易協定(ACFTA)の下、原産地証明書(フォームE)の写しの使用が一時的に認められました。ただし、輸入者は原産地証明書(フォームE)の写しの使用に関し税関の承認を申請する必要や、税関を通過後30日以内に原産地証明書(フォームE)の原本を提出しなければならない等の、遵守すべき条件があります。
- 1987年関税定率令第4部第3類に基づき、個人使用目的の物品、展示品、修理品、見本品、研究および開発の為の設備の一時輸入について、再輸出の期限が更に半年延長されます。
- 保税倉庫および税関フリーゾーン、タイ工業団地公社(IEAT)フリーゾーンに保管されている物品の保管期限がさらに1年間延長されます。

今後、政府により更なる救済政策が発表されることが予想されます。しかし、COVID-19アウトブレイクの影響を受け、まだ救済措置を受けていない企業はこの困難な状況の中で、タイ税関および関連政府機関に対し、積極的に対策を求める事が必要です。

また、現在の事業活動を継続するために原材料の調達先を変更する場合、自由貿易協定、輸入許可証および割当(輸入に先立ちライセンスや許可の取得が必要となる場合があります)において、原産地基準の資格を失う可能性があります。企業は、専用のスタッフを配置し十分な調査をする等、現行の原材料の調達が規制を遵守しているかを確認する事が推奨されます。

上記全ての閣議決定案は通常の立法過程を経て法律化されます。法律化されましたら、改めてお知らせいたします。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志
(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)
atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純
(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)
jun.takebe@pwc.com

名賀石 樹
(0 2844 1366/Mobile:09 22490014)
tatsuki.nakaishi@pwc.com

松下駿太郎
(0 2844 1466/Mobile:09 82821372)
matsushita.shuntaro@pwc.com

森岡 青紀
(0 2844 2102/Mobile:06 26032435)
aoki.morioka@pwc.com

玉木 寿典
(0 2844 1470/Mobile:06 55109668)
tamaki.toshinori@pwc.com

小島 大佑
(0 2844 1269/Mobile:08 45554601)
daisuke.k.kojima@pwc.com

川又 麻美
(0 2844 1321)
asami.kawamata@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号 : (662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。